

7月10日は参議院議員通常選挙

～ 期日前投票所が2か所になりました ～

【投票日】

7月10日（日）

7時～20時

【開票日時・場所】

7月10日（日）

20時45分～

大磯小学校体育館

【投票のできる方】

平成16年7月11日以前に生まれた方で、令和4年3月21日以前から引き続き大磯町に住所を有する方。

【投票所入場券】

投票所入場券は、ハガキで世帯主宛てに発送しています。入場券が届かなかつたり、紛失した場合でも、選挙人名簿に記載している方は投票することができますので、投票所の係員に申し出てください。

【投票所】

該当する投票所は、郵送された「投票所入場券」に記載されています。

※町内転居された方は、入場券で指定されている投票所で投票してください。

【期日前投票・不在者投票】

投票日当日に投票できない方は、①期日前投票、または②不在者投票ができます。

① 期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの予定で投票できない方は、次のいずれかで期日前投票ができます。

◆ 役場本庁舎4階第1会議室

6月23日（木）から7月9日（土）まで 【17日間】

8時30分～20時

◆ 国府支所2階第1・2会議室

7月8日（金）と7月9日（土）

【2日間】

9時～17時

※投票できる期間・時間が異なりますのでご注意ください。

※お車でお越しの方は、役場本庁舎をご利用ください。

② 不在者投票

◆ 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳（主に1・2級）等をお持ちで、投票所に行くことが困難な方、介護保険制度による要介護状態区分が「要介護5」の方は、あらかじめ手続きを行うことで郵便等による投票ができます。詳しくは選挙管理委員会へお問合せください。

なお、すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、選挙管理委員会から連絡します。

◆ 病院、施設内での不在者投票

県の指定する病院及び高齢者施設に入院・入所されている方は、その施設内で投票ができますので、各施設にお問合せください。

◆ 長期不在者の不在者投票

仕事等で町内を離れ長期不在の方は、滞在先の市町村選挙管理委員会にて投票ができます。日数のかかる手続きがありますので、お早めに選挙管理委員会へお問合せください。

【特例郵便等投票】

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は郵便等により投票することができます。詳しくは選挙管理委員会へお問合せください。

【選挙公報】

選挙公報は、7月2日（土）頃に各紙新聞の朝刊に折込みを予定しているほか、次の場所です受け取ることができます。

◇ 町役場（本庁舎・国府支所）、ふれあい会館、生涯学習館、福祉センター、図書館等

※新聞を購読されていない方や希望される場合には郵送しますので、選挙管理委員会にお申し出ください。

選挙管理委員会

☎ 内線 228

投票所一覧 (案内図)

※町ホームページでも確認できます。



第2投票所 長者町老人憩の家

第1投票所 高麗区民会館

第6投票所 中丸会館

第5投票所 西小磯防災館

第4投票所 保健センター2階研修室

第3投票所 ふれあい会館 2階集客室

第10投票所 障害福祉センター1階デイルーム

第9投票所 虫窪老人憩の家

第8投票所 国府支所 2階 第1・2会議室

第7投票所 国府新宿福祉館

投票所内の新型コロナウイルス感染症対策を実施しますので、ご理解・ご協力をお願いします。